

一般制度に統合した場合の保険料率について

前提条件（第6回検討会において委員から提案された前提条件）

- 職務外疾病部門については健康保険に統合する。
給付等については現行の健康保険制度での給付とするものと仮定。
- 職務上疾病・年金部門については労災保険に統合する。
業種区分については、現行の船員保険のグループを一つの業種とするものと仮定。
給付については、現行の船員保険での給付を維持^{*}するものと仮定。
※下船後3月の給付、行方不明手当金等についても給付を行うものと仮定。
- 失業部門については雇用保険に統合する。
給付等については現行の雇用保険制度での給付とするものと仮定。
- 福祉事業についてはそれぞれの一般制度での事業とする。
※無線医療センターの運営及び洋上救急医療の援護事業については、別途、引き続き事業を実施できるよう検討。

保険料率の比較

	一般制度に統合した場合の保険料率	現行の保険料率
健康保険制度 (職務外疾病部門)	8.2% (政府管掌健康保険の場合) 使用者側 4.1% 被保険者側 4.1%	9.1% 使用者側 4.5.5% 被保険者側 4.5.5%
労災保険制度 (職務上疾病・年金部門)	3.5% 全額使用者側負担	職務上疾病 2.0% 職務上年金 4.4% 特別支給金 6% 事務費分 2% 全額使用者側負担
雇用保険制度 (失業部門)	1.9.5% 使用者側 1.1.5% 被保険者側 8% ※雇用保険三事業分 3.5%を含んでおり、使用者側の負担となっている。 ※ただし、農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付のための保険料率については労使双方1%ずつの上乗せがあり、また、建設業の三事業のための保険料率については1%の上乗せがある。	1.8% 使用者側 9% 被保険者側 9%
福祉事業等	一般制度の保険料率に含まれる	福祉事業分 6%
合 計	136.5% 使用者側 87.5% 被保険者側 49%	187% 使用者側 132.5% 被保険者側 54.5%

(注) 健康保険及び雇用保険については、現時点での保険料率であり、労災保険については次頁以降の前提に基づく保険料率である。

船員保険に係る料率の試算について —労災保険率の設定の考え方に基づいた試算—

平成 14 年度から平成 16 年度までの船員保険（労災保険に相当する部分に限る。以下同じ。）に係る保険料収入及び給付実績等から労災保険率の設定の考え方に基づいた場合の船員保険の料率を試算する。

1 試算条件について

労災保険率は保険給付費等の所要額を賃金総額で除して算出していることから、保険給付費、賃金総額等について以下の条件で試算を行う。

(1) 賃金総額 3,245 億円

平成 14 年度から平成 16 年度までの保険料収入及び保険料率から標準報酬総月額(総報酬)を推計し、その 3 年度平均を賃金総額とする。

(2) 短期給付額 72 億円

労災保険の短期給付については、料率設定期間中（3 年）の收支が均衡するよう算定しており（純賦課方式）、平成 14 年度から平成 16 年度までの短期給付の 3 年度平均を短期給付所要額とする。

短期給付に含める給付種別は医療給付、傷病手当金、障害手当金、遺族一時金、年金差額一時金、埋葬料、介護料、行方不明手当金及びこれらの給付に伴い支給される特別支給金とする。

(3) 長期給付額 33 億円

労災保険では新たに発生した年金受給者に係る費用については、将来分を含め、全額徴収することとしており、（充足賦課方式）、平成 14 年度から平成 16 年度までの新規年金受給者の 3 年度平均及び年金等単価を基に給付種別（傷病補償年金、障害補償年金 1-3 級、障害補償年金 4-7 級、遺族補償年金）に

算定し、長期給付所要額とする。

なお、算定の条件として、年金スライド率を1%、積立金の運用利回りを2%とする。

(4) 非業務災害分、労働福祉事業及び事務執行に要する費用

労使保険では非業務災害分（通勤災害等）、労働福祉事業及び事務執行に要する費用については全業種一律に賦課していることから、同率を計上する。

2 試算結果

	金額	料率
賃金総額	3,245 億円	—
短期給付	72 億円	22.3/1,000
長期給付	33 億円	10.3/1,000
非業務災害分	—	0.9/1,000
労働福祉事業費等分	—	1.5/1,000
合計	—	35.0/1,000